



この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、外務省アジア大洋州局長中三十二君及び外務省中東アフリカ局長安藤裕康君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前原誠司君。

○前原委員 民主党の前原でございます。きょうは、テロ対策特別措置法の問題あるいは再延長問題につきまして、三大臣に質問させていただきますと思います。

まず、トップバッターでございますので、それぞれお話を伺わなければいけないと思うわけですが、テロ特措法に基づく日本の支援というものがどういう役割を果たしたのかということでもあります。

まず、その前提として、九・一一で米国における同時多発テロというのがあったわけですが、それに対してアフガニスタン攻撃を自衛権の発動でアメリカが行った、それに対して日本も協力をを行うということであったわけでありすけれども、まず、お尋ねいたします。

どなたからでも結構ですが、米国のテロ掃討作戦というものは成功したと思われるかどうか。端的に言えば、ビンラディンも捕まっていた、オマル師も捕まっていた、単にけ散らしただけではないかという意見もあるわけでありまして、そういう意味では、アメリカなどによる、また日本も協力しているこの作戦行動がうまくいったと評価できるのかどうか、その点、政府の考え方を答弁いただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 アフガニスタンでは、ずっと戦乱が続いていたわけでございます、二十年以上続

いていた。それで、今の時点で、確かに、まだ地方においていろいろな問題が残っているということは確かでございますけれども、アフガニスタンの国民の、しかも国外に出ていた多くのアフガニスタン人が国に戻り、そしてさまざまな国の支援を受けて平和裏に生活を始めているという状況にあります。

昨日、緒方政府代表にアフガニスタンからの御出張報告を伺いましたけれども、そういった問題はあられるけれども、緒方代表が一年前に行った時点から比べて相当に生活は変わってきているということをおっしゃっていらっしゃいました。全く問題がなくなったということではありませんが、タリバンとの戦い、そしてテロとの闘い、それを經由して、アフガニスタンは非常に生活が平穩になってきている。

また、テロ全般、国際的にどのような影響があるかということについて、なかなかこれはテロというのは突然に起こるということですから、今後未来永劫に起こらないということも難しいわけですが、相当程度のアルカイダの幹部の人が逮捕をされてきているという事実がございます。

引き続き努力をしていかなければいけないけれども、かなり前進をしているというふうにも考えております。

○前原委員 私は、ある程度評価はできるといふ今外務大臣のお答えでありましたけれども、テロの芽というのが根絶をされていないし、先ほど申し上げたように、それが拡散をしまっているのではないかとこの部分はあろうと思ひます。

では、どこまでが一体、日本が協力をすると決めたテロ対策特別法に基づく協力になるのか。やはりその期限というか、あるいははじめというのが私は必要だと思ひます。我々の頭の中には、ビンラディンあるいはオマル師氏が捕まる、あるいは殺される、いなくなる、そういう状況というものが初めは想定されていたわけでありすけれども、結局、二年近くたってもまだその状況というものが続いているわけです。

となれば、アフガニスタンの状況は変わったかもしれないけれども、いわゆるアルカイダなどテロ組織あるいはその要員というものが全世界に散らばり、そして、先ほど申し上げたようにビンラディンやオマル師がまだ生きていて、少なくとも捕まっていない状況においては、いつまでこの協力を続けるんだ、あるいはこの終わりはどこにあるのかと考えた場合に、私は、政府からそのけじめをどこにつけるかということをお伺いしたい。この法律の再延長ということはなかなか簡単にはいそうですかというわけにはいかないと思ひますが、どこでけじめをつけられるつもりですか。

○福田国務大臣 現在のアフガニスタンの状況については今外務大臣から答弁申し上げたとおりでございます。その状況というのはしばらく続くだろうというように思っております。その上で、将来どうなるか、これは今推測をするのはなかなか難しいということとは委員もおわかりいただけるというふうな思っております。

そういうような状況の上で、ではいつやめるのか、やめられるのか、こういった話になります。と、これも正直申し上げて、そういう状況がいつ来るか、またどういふ状況になればやめられるのか、やめてもいいのか、こういうことであります。が、これもなかなか説明は難しいと思ひます。よ。その状況というものがどういふことでやめて当然というふうなことになるのか。

と申しますのは、アフガニスタンのアルカイダの状況とかいふような問題もあるかもしれませんが、けれども、それからもう一つは、国際社会が協力してこの作業をしているという状況の中で、やはり国際社会、ほかの国々と協調していかなければいけない部分もあるかと思ひます。したがって、その辺は状況を見て、相談して、この作業を続けるかどうかということを決めるわけでございます。つまり、撤収については、撤収という中止にいつて今申し上げるのは、そういう国際社会の一員としてこの活動に参加している、そういうもの

で、我が国だけで決められないということがあろうかと思っております。

○前原委員 今回のテロ特措法に基づく日本の協力というものは三つ柱がありまして、一つが、これは一回しか行われておりませんけれども、被災民救援活動ということで一度毛布、テント等を運んだ、二つ目には、これがメーンになっておりますけれども、インド洋北部においての補給活動、それから三つ目が航空自衛隊による輸送活動、こういう三つになっているわけですが、例えばメーンである補給活動の対象となる艦船にいたしましても、大分減ってきております。例えば、平成十三年から十四年にかけてはアメリカを中心に百隻程度の艦船が活動していた。それが平成十四年度の末になれば四、五十隻、そしてつい最近では二十隻程度になってきている。しかも、米軍は当初主力で、その百隻のほぼ大半を米軍が占めていたわけでありすけれども、現在は三隻ということですよ、米軍は。

ということ、米軍自体も先細りをしてきている中で、この活動が、今おっしゃったように、それは国際協力をしているということはあるけれども、一体けじめをいつつけるのかということ、つまり、一度明確な御答弁をいただかないと、つまりは、国民にわかるように、国際社会と相談をして決めますということ、では、特措法で何度も何度も再延長していくんですか。内乱、内戦というものが十数年続くような国もあるわけですよ。では、そういったものにずっとおつき合ひするということになるんですか。

私は、やはりこの法律の趣旨として、こういった目的が達成されたときに、それは一〇〇%なんて無理ですよ、一〇〇%は無理だけれども、さっき申し上げたような、やはりけじめ、国民に対するわかりやすさ、説明責任というのは、官房長官、必要じゃないですか。

○福田国務大臣 先ほど申し上げましたのは、どういう状況で中止をするのか、それは、この作業と申しますか活動が、一つ大きな課題があるわけ

です。それは何かと申し上げれば、例えば、アルカイダとかタリバンの残党に打撃を加えて、そして九・一一のテロのような組織的、かつ大規模なテロ遂行能力を喪失させるに至った、こういう事態が認められるようなときに、脅威が除去されたというように考えることができるのではないかと。

そのときはその活動を中止するということは、これは、我が国が決めるということも、自主的な判断ということもございませうけれども、同時に、国際社会の考え方、それから作業状況、活動状況というものの等勘案しながら決めていく問題。しかし、今申しましたように、これは最終的にはあくまでも我が国が自主的な判断で決めることだ、そういうことであります。

○前原委員 一番初めに申し上げたように、これはアメリカの自衛権に基づく活動なんですよ。それを日本は協力をしていくわけです。そして、国際社会が、今官房長官がおっしゃったように、日本も主権的に判断をして協力しているということでありませうけれども、主権的に判断をするのであれば、今おっしゃったような定性的なものではなくて、何度も申し上げませうけれども、どういう段階で自分たちはこの協力活動というものを一たん打ち切るのかというものをやはり明確にする必要があると思います。

今の御答弁では全然明確じゃないですよ。もう一度、しっかり国民に納得するようにけじめをつけてもらわないと、私は、これ以上この問題について議論を深めることはできないと思います。

○石破国務大臣 今委員から、定性的なではわからぬではないかというお話がございました。

この法律の目的自体は、テロの根絶のために活動している米軍等の軍隊を支援する、こういうような形になっております。そうすると、では、確かに御指摘のように、一番多いときは百隻以上の船が出ておった、今は二十数隻に減りました。しかし、補給の回数自体は、三十回、二十回ということで、多少の増減はございますが、回数自体が

減ったというふうな認識はしておりません。それは、やはりニーズがある限り、目的は達成されていないのだからということになるだろうと私は思っております。

自衛権というふうにおっしゃいましたが、それはやはり、テロ支援国家というものがあって、本来であれば犯罪であるけれども、なぜこれが自衛権になるかといえば、そのテロリストなんかをかくまう国家がある、ですから戦争というような構成がなされるのだからと私は思っていますけれども、やはり将来的には、アフガニスタンにおいてきちんとした治安組織が確立をして、アフガニスタンの手によってテロリストというものがきちんと取り締まれる、そういうような事態というものが来なければいけないと思うんです。そうしますと、国際社会としていろいろな国がテロ根絶のためにやるのではなくて、アフガニスタンがアフガニスタンとして自分の国のテロリストがきちんと捕まえられるようになる、そういう時期が早く来ることが必要だと思っています。

これも定性的というおしかりを受けるかもしれませんが、やはりそのことが、国際社会でももちろん応援をしますけれども、アフガニスタンとしてそういうことができるようになり、国際社会としてそういうことをやらなくてもいい、そういうニーズがなくなる、それが結果として、この法の目的が少なくとも達成されたことにつながるのではないかと私は考えます。

○前原委員 艦船の数は減ってきたけれども補給回数は減っていない、それはそうです。ただで油を補給してあげるんですから、そういうものがある限りは活動するところはお願いますと云々。だから、ニーズがある限りやり続けるというのは逆なんですよ。こういう仕組みがあるから艦船が活動できるという部分があるわけです。だって、ただでずつとやっているわけですから。そこは、私は、今の長官の答えというのは少し逆だと思っています。それは、反論があれば後で一緒に御答

弁してください。

そこで、申し上げたいのは、今長官はアフガニスタンによって自国のテロ組織が壊滅されるような状況になればいいんだという話をされましたけれども、では、そういう状況をつくるための活動に今はなっているんですか。つまりは、米軍による、あるいはほかの国々によるテロ掃討作戦ということが行われているわけでありませうけれども、それがアフガニスタンの今の政府によってやられている国内の治安に本当に資するものになっているかどうか、その検証も必要じゃないですか。それはどう判断されますか。

○川口国務大臣 インド洋で我が国が貢献をする一方で、先ほどちらりと申し上げましたけれども、アフガニスタンの国内では関係国が支援を行い、さまざまな活動が行われておりまして、相当程度社会の安定が進んできております。

安全という意味では、ISAFが引き続き活動をしておりまして、それから緒方代表のお話ですと、地域でそういった活動を行うと云うとちょっと語弊があるかもしれませんが、地域において治安を守る核をつくりつつある。そして、アフガニスタンの国軍の養成も進んできておりますので、そういった養成をされた国軍の人たちが、地方の拠点、これが幾つかあるわけですが、そういうところに派遣をされて仕事を始めているという状況がございします。

ですから、その両方相まって、この二つが、それぞれがアフガニスタンの国民には必要であり、また世界のために必要であるというふうにご考えております。

○前原委員 同僚議員も同じ質問をさらに深く追及される部分もあると思いますので、私は違う観点から質問させていただきますか。私には、防衛庁長官に、運用面からこの活動について本当に無理がないのかということ。つまり、補給活動、しかし、常夏の炎天下、言ってみればインド洋上におけるガソリンスタンドみたいなものです。そういう活動を多い部隊では三クール目

に入って活動している。その隊員、自衛官の方々にとっての負担というものがかなり大きいんだろうと私は思います。今度はイージス艦もまた派遣できないということですよ、ローテーションの関係上で。

イージス艦を派遣することはどうかという問題は横に置きまして、私は、この運用面からも無理していませんか。飲酒事案というのが起きましたよね。それが肯定されるわけではもちろんないんではありますけれども、私は、ストレスが相当たまっていく部分もある程度読み取ってあげるべきではないかと。単なる規律規律と言っただけで問題が解決されるものではないし、ましてや特別措置法ですよ。

彼らは、やはり日本の防衛という、いわゆる本体業務、自衛隊法の第三条に基づいて我が国の防衛というものを主目的としている自衛隊に入った人たちがほとんどなわけですから、そういう意味では私は、この運用面から、今の活動をさらに続けていくことに本当にそのトップとしてじくじたるものを感じないのかどうか、その点、防衛庁長官から答弁いただきたいと思っています。

○石破国務大臣 じくじたるものを感じません。しかし、相当に過酷であるということは私自身よく認識をしております。

その前に、先ほど委員がおっしゃいました、ただだからニーズがあるのじゃないのかという御指摘です。私は、それを全面的に否定するつもりはありません。有料よりもただの方がいいに決まっておるわけがございします。しかし、ただだからニーズが発生しておるのかと言われますと、私は、それは違うのじゃないかという気がいたします。

この議論は参議院でも御党の委員から御指摘をいただいて議論をしたこととございしますが、それでは、例えばアメリカにしてもあるいはドイツにしても、いろいろな国が艦船を派遣しております。やはり今委員御指摘のように、その国だって、暑くて非常に過酷な中で海軍の軍人たちが従

事しているわけですね。たとえ油がただだって、やりたくないという人はいるのだろうと思ひます。

私は、確かにただだからありがたいということではございますが、だから二一ズが発生しておるわけではない。仮にただだからといってやるということじゃなくて、やはりそこに、我が国と同じように、テロの根絶ということに共通の国益あるいは国際社会の一員としての責任、これを見出して活動しているというふうには私は思っております。論理が逆転しているとは私は考えておりません。

お話を戻しまして、過酷ではないかということをおっしゃれば、そのとおりだと思います。補給艦「はまな」などは三回ということになっておりますし、三回行っておるといふ隊員もたしか一部おるはずでございます。彼らは、本来任務、三条のために自衛隊に入ったんだ、確かにそうですが、テロ特措法というものも国会において議決をされ、国の法律としてあるわけでございます。国の方針として、法に従って自衛官たちは行っております。それが本当になぜ我が国の国益に資するものなのか、そして我が国がなぜ国際的義務の履行としてこれをやらなければならないのか、そういう目的意識を隊員の一人一人に持たせていただくという努力は私は必要なのだと思います。

同時に、飲酒事案の御指摘がございました。規律規律とだけ言ってもだめだ、そのとおりでございます。しかしながら、一番過酷な任務を行っておる補給艦においては飲酒事案は発生をいたしております。一番つらくて苦しい任務をやっている船においては発生をしていない。飲酒事案が発生したのは初めての船でございます。

確かに過酷だと思います。飲まなきゃやっていられるかということをお私に全面的に否定するつもりもありません。しかし、法に基づいて、そのような武器を有して国際的義務の履行のためにやっている集団、私は、自衛隊というのは国民が一番信頼してもらえらる集団でなければいけないと思ひます。

ています。そういう意味で、規律規律というようなことを申し上げる、それだけ申し上げるつもりはありませんが、そういう責任感を持って行動している人間たちに範をとるべきではないか、私はそのように思っています。

しかし、自衛官の過酷さが少しでも軽減できるように、そして、何のためにおれたちはこんなことをやっているんだということをきちんと認識してもらいうように、私もきちんと努力をしたいと思ひます。

○前原委員 ニ一ズの話、ちょっと私も反論しておかないといけません。

別にオール・オア・ナッシングの話をしているのではありません。ただでやってもらうことがあるから、その部分については甘えようかということとは当然出てくるわけですよ。ただでなくともそういったミッションがあるのは事実です。事実だけれども、ただだからこそ、そちらに行こうとかあるいは活動を拡大しようかというインセンティブが働くのも事実であります。だから、そういうことを申し上げているんです、私がニ一ズが生まれると言ったのは。

それで、私、なぜ運用面の話をしたかという、何か、さっきちょっとやゆして、働いて、任務についてくれている自衛官の人には申しわけないんですが、インド洋上の炎天下のガソリンスタンドと申し上げました。私は、これが特別措置法だった仕方がないと思ひますけれども、さっき、いつになったらこのテロ特措法のけじめがつくんだというふうに申し上げましたけれども、例えばアフガニスタンにおけるテロの問題が仮に何らかの形で片づいたとしても、多分、戦争あるいはテロのたぐいというのは、歴史が続く限り永遠に続く話なんだろうと私は思ひます。

つまりは、そういうものが起きちゃいかぬし、起きない努力はしていかなくてはいけないけれども、それに対する、私は日本としての考え方というものが、単に特別措置法ではなくて、国のスタンスとして問われているんだ。だから、アフガニ

スタンの問題がある、そしていつ終わるかそれに付いてわからないということでありますけれども、そもそも、では日本としては、テロに対してどういう備えあるいはどういう活動、協力というのじゃなくて、主体的にどういう活動をしていくのかといった視点が不可欠だと私は思ひます。ね。また、そういう部分がなければ、誇りを持って自衛官も仕事をしてもらえないと私は思ひます。すよ。今のガソリンスタンドと申し上げたことについて、私が込めたかった意味はそこなんです。

そこで、特措法の延長だという話になっていまして、けれども、内容を見直す、あるいはそもそも日本がテロに対してどういう活動をするかといううな、言ってみれば一般法、恒久法という話があつていいと私は思ひます。イラクの問題についても恒久法という話がありましたけれども、このテロ特措法についても、テロに対してどう日本が活動していくのか。

もっと言えば、日本は貿易立国、資源のない国、いろいろな国々から資源、特に油を輸入したり、あるいはまたそれを積み出して送っている国ですよ。そういった海洋国家が、例えばシーレーン防衛みたいなものをしっかりやる、つまりは、マラッカ海峡なんか海賊船が多発をしているわけでありまして、そういったところに対して、テロではありませんけれども、海賊あるいはテロに類したものに対して、日常的にみずからの利害の絡む、国益の絡む問題に対して対処する、それは私は特措法ではだめだと思ひます。

そういう意味で、私は、このアフガニスタンの二年の期限が切れるときに、やはりしっかりと恒久法、一般法というものを政府として考える、こういう必要性があると思ひますけれども、御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 特別措置法というものを別途、イラクに関して御審議をいただいているということもございまして、このテロ特措法も特別措置法でございまして、それは、限定的な分野においてその地域のための、言ってみれば国際社会の平和、安

定、しかしそれはその地域のためのという、そういうような限定的な法律を今もお願いし、また新しい法律もお願いしているということでございます。

それは、基本的には国際社会の平和と安定のために日本が何をやるかということに尽きるわけでございます。そのことがひいては我が国にとつて大事なことなんだ、我が国の存続のために大事なことなんだという基本的な考え方に根差しているわけでございます。

ですから、そういう目的のために、今御審議いただいている法律も含めて、一般法として何かできないかというようなことはかねがね考えておるところでございます。その内容的なことにつきましては、先般出しましたいわゆる明石レポートにも詳細に出ておるわけでございます。このことにつきましては、やはり今後検討すべき課題であると私どもは考えております。

そこで、今後どういうふうにするかということも含めまして、この課題というのは非常に大きな課題だというふうに考えております。それは、日本の今後のあり方といったものに関係するから大きな問題だというふうに申し上げたんですけれども、そういう観点から、やはり国会でも十分な議論が必要だろうというふうに思ひます。また、政党もそうでございます。与党ももちろんいたしますが、政界全体でもって日本のあり方というものを一回議論していただくということも必要なのではないかと思ひます。

そういうことで、今後、そういう議論を十分していただいた上で、本当に何をすべきかということに絞って一般法をつくる、もしくは恒久法と申しますか、そんなふうな作業に入らなければいけないというふうに今考えておるところでございます。

○前原委員 防衛庁長官、今官房長官が一般法、恒久法の必要性について言及をされたわけでありますが、ある程度の哲学、ある程度というのか、ちゃんとした哲学が必要だと私は思ひます。

テロは許さない、これも一つの大きな哲学、それと同時に、日本における総合安全保障の考え方をもう一度確立するというのが必要だと思っ

総合安全保障というのは、単なる防衛のみならず、資源あるいは食料それから環境、こういったものに對してどう日本が主体的な役割を果たしていくのか、主体的な役割というのは、我が国の利益に資するあるいは世界の平和に資する、こういう大きな哲学というものが必要なんだと思っ

そういう意味でこのテロ特措法をもう一度見直したときに、私は、艦船の油の補給ということだけではなくて、テロ掃討のために日本が何ができ得るのか、さっき申し上げたシーレーン防衛も含めて、あるいは、一時期、基本計画の変更の議論のときに、P3Cを出したらどうかという議論がありましたよね。つまりは、日本の得意なものを、例えばそういう海外にテロ組織、集団が出てくる、そしてその船を見つけないといけない、そしてテロの拡大を抑えるんだということであれば、哨戒活動においては日本は極めて優秀な能力を持っている。例えばそういうことも含めての内容の変更、ひいては恒久法、一般法、そしてシーレーン防衛を総合安全保障の観点から恒久法の中に入れ込んでいくということが必要だと私は思いますが、防衛庁長官の答弁をいただきました

○石破国務大臣 この点につきましては本当に時間をとってまた委員と議論をさせていただきたいと思っ

テロ対策として恒久法をつくるのかという議論がまずあるだろうと思っ

その中において、いずれにしても必要なことは、委員がおっしゃるように、日本としての哲学をどうつくるんだ。それは憲法九条との関係と、憲法前文との関係と、あと、国連というものをどう考えるかということについて、やはり一貫した考え方が必要だと思っ

P3Cの場合には、これは国連決議、人道支援のように要請に基づくものかといえ

もう一つは、集団的自衛権は使えないという立場でござい

だとするならば、何ができるのですかねという

この問題もある、あの問題もある、ああでもない、こ

に進まないであって、日本が集団的自衛権は使えない、では何ができるんだということ

テロ特措法に戻って、ちょっと各論的に話をさせていただきます。

テロ特措法に於いて、延長をしたいということ

○石破国務大臣 例えて申しますと、タイの工兵隊を輸送したということもござ

○前原委員 集団的自衛権の話は少し後でさせて

今、例えて言うと、P3はどうだという御指摘がござ

哨戒を行うということになりますと、これは当然委員も御案内のとおり、法改正が必要となりま

○前原委員 内容の次に、今度は期間の話をした

私はやはり、トータルパッケージとしての中東への関与のあり方というものを考えたときに、イ

そういう一年半余りでかなりの変化をしている

期間を例えば一年という短い間にしよう一度イ

えは一年とか。そういうことは考えておかなきゃいけないんだと思いますが、その点、御答弁をいただきたいと思います。

○石破国務大臣 委員のおっしゃることも確かに考慮しなければいけないと思っています。しかし同時に、委員も質問の中でおっしゃいましたように、この闘いは未来永劫続くんじゃないかということをおっしゃいました。実は私も、つまり、従来の抑止論がきかなくなってきた、非対称的脅威との闘いということになってきた。そうすると、これはブッシュ大統領が長く続くというふうな発言をなさいましたが、私は未来永劫かどうかは存じませんが、相当長い期間続くということを私も認識しなければいけないと思っています。

そのときに、一年が適当なのか二年が適当なのかというふうなことを考えさせていただいておるとは二年ということを考えさせていただいておるところでございます。これはどっちがいいのか、いろいろな御議論があるかと思いますが、政府といたしましては、これは少なくとももうしばらくは続くというふうな認識のもとに、今のような提案をさせていただいておるところでございます。

○前原委員 テロとの闘いは、アフガニスタン、アルカイダとの戦い以外にも未来永劫続くということをお願いしたわけでは、もうし腰をつけてそういうものをやるんだから恒久法にすべきだということをお願いして、特措法の延長、再延長ということとは慎むべきだということを申し上げているわけでは、この一年半余りでも相当大きな変化が起きているわけです。さっき申し上げたように、艦船の数というものは、内容とか期間を見直したいんじゃないか、その柔軟性を持つべきではないかということを申し上げているわけでは、もう一度御答弁ください。

○福田国務大臣 今、一般法、恒久法でもってこれを引き継ぐべきだという御意見がございましたので、私からちょっと答弁させていただきますけれども、先ほど私が申し上げました一般法にいたしましても、そう簡単にできないんですね。やはり私は、非常に重い意味のある法律だというように思っていますので、この内容につきましては十分吟味する必要があります。そもそも何の目的かということから始まりまして、しっかりとその辺の理念を明確にしなければいけない。そのためには、法律をつくる前に、大綱のようなものをまずはつくるなければいけないんじゃないかなというように思っております。

そうしますと、そう簡単に、時間的にも早い時期にできるわけではないということになりますと、やはり、こしはばくは、今の延長をお願いしている法律でもってこの活動は続けさせていくだけではないのであろう、こういうふうな思っている「と呼ぶ」

ですから、短縮についても、そういった観点から考えて、例えば一般法が一年でできるとかいったようなことで、はつきりするのであれば別ですが、けれども、私はそう簡単ではないんだというふうな思っていますので、その辺は慎重に二年お願いを申し上げているところでございます。

○石破国務大臣 今官房長官がお答えになったとおりですが、たとえ二年といたしましても、基本計画の変更ということとは当然あり得ることでございます。また、本間に目的が達成されたので、これは二年の間でも終了ということもあり得ることでございます。この法案でもフレキシビリティは確保されていると私は思いますが、法案の内容を変更せよということになりますと、それはまた別の御議論でございます。

私どもとしては、基本計画の内容等々もまた必要があれば見直すということもあり得べしでございます。そういう意味での柔軟性は担保されているというふうな考えております。

○前原委員 さっき集団的自衛権の話がされました。それで、私、少しテロの対策特別措置法とは離れて恐縮なんです、ちょっと気になる報道が

ありますので、防衛庁長官に確認をさせてもらいたいと思うんです。

ミサイル防衛を二〇〇五年から導入をし、そして二千億程度の予算でやっていくんだという話でありまして、私も、私が気になっているのは、例えば、この近辺の国からミサイルが発射をされて日本上空を通過するミサイルをインターセプトした場合、それは集団的自衛権の行使に当たらないという解釈で政府はまとめようとしているというふうな報道がありました。

その真偽はわかりませんが、その真偽を今からお話ししてもらいたいんですが、私はこんな詭弁はないと思うんですが、つまりは、我が国に飛んでくるということが明確な場合においては、これは個別の自衛権で対処は可能である、しかし、例えば大陸間弾道弾なんか日本に、例えばこの近辺から発射されたとする、上空を通過するというのは明白なわけで、それをインターセプトするのは集団的自衛権の行使に当たらないというのは、これは、私は、活動がいい悪いじゃないですよ、余りにも集団的自衛権のさらなる拡大解釈につながって、もう何でもありというふうに見られてしまわないかということで危惧をしておりますが、その報道は正しいのかどうなのか、防衛庁長官から明確に御答弁をください。

○石破国務大臣 政府が答弁をしておりますのはこういうことでございます。弾道ミサイルの発射後において、この武力攻撃が我が国に対するものであることがまだ確定していない段階での対処についても、我が国を標的として飛来してくる蓋然性について相当の根拠があるという場合には、自衛権発動によってこれを迎撃することも許されるという答弁をいたしております。

大陸間弾道弾というものを考えてみましたときに、これは、例えば地球儀を前に考えてみますと、それが我が国上空を通過するということは余りないのだからと思っております。我が国を通過する、もうこれは実際論としてそういうことにな

るわけでございますが、蓋然性がない、我が国に飛来する蓋然性がないという場合には、先ほど申し上げました政府のお答えの逆のお話になるだろうと思っております。それは、政策論の当否は別にいたしまして、これは我が国としては、集団的自衛権は行使できないという立場をとっております。そういうような考え方からいたしますと、そのような結論に相なるうということになります。今、私どもは、いずれにいたしましても、現在考えておりますのは、大陸間弾道弾等を念頭に置いてこのミサイル防衛というのを議論いたしておるわけではございません。今研究をしておるもの、内容につきましては委員がよく御案内のとおりでございます。

その上で、冒頭申し上げましたような、集団的自衛権は行使できないという考え方に基きまして、政府といたしましては、いまだ確定していない段階での対処についても、我が国を標的として飛来してくる蓋然性について相当の根拠があるという場合には、自衛権発動によって迎撃することができ、そういう立場を明らかにしておるわけでございます。

○前原委員 ロジックはそうなんですけれども、現実を考えた場合に、情報はすべてアメリカからもらうわけでは、自分たちで情報を収集してという判断をしたんだから格好いい理屈になるかもしれない。しかし、情報はすべてと云っているのはアメリカから来るわけでは、その際に、大陸間弾道弾でないにしろ、ゲームはどいうんだ、あるいはハワイはどうなんだということになったときにインターセプトをすれば、それをそういう理屈でインターセプトをするということが、政策論としてのよしあしは別です、私は、余りにもこれは集団的自衛権の拡大解釈にならないかということを申し上げているわけでは、

だから、そこはロジックとしてはきれいなんだけれども、ロジックの裏にある現実の部分から考えると、それは全く私はフィクションだと思います。



すよ。もう一度御答弁ください。

○石破国務大臣 ロジックとしてはそうなのだろう、こう御指摘になりました。私は、まさしくロジックとして申し上げております。

そしてまた、情報収集をどのようにするのかということ、つまり、ミサイルを撃つ撃たないということとは、すべてアメリカの情報に基づいて撃つということではないかと思っております。撃つ撃たないということも、私は、国として主体的な判断が必要なことだというふうに思っています。

それで、ハワイがどうか、グアムがどうかという御指摘がございました。現在、私も、そういうことを念頭に置きながらこのミサイル防衛の議論をいたしておるわけでは必ずしもございません。しかし、委員が御指摘のようなことを、ロジックの世界としましてまた現実の世界と、本当に我が国の国の独立、そして国民の生命財産を守るということ、そして日米同盟、そういうこともあわせて考えていきながら、理屈では正しいんだけれどもねというように本当にできるのかということとは、私自身は、自分の中で自問自答はいたしております。しかし、政府の立場といたしましては、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

○前原委員 今の議論は、また安全保障委員会などでじっくりやらせていただきたいと思っております。時間が参りましたのでこれで終わりにいたしますけれども、テロ特措法については、私は、やはり一たん打ち切るべきだというふうに思いますよ。といいますのも、イラクにも出す、そしてまたこのテロ特措法も続ける、そして、国民の感覚からすれば、ただで油を上げ続けて、そしてそれがどういう効果、あるいは、いつまで続くかわからないというものをやはり延々と続けるということについての妥当性というものが、あるいは説明責任が果たしているかどうかということを考えるならば、私は、極めてそこら辺は希薄だというふうに思います。

もし本当にこれが必要だと考えられるのであれば、今の官房長官や防衛庁長官の御答弁をもっとより踏み越えて、もう少し国民に対する説明責任というものを果たしていただかないと、ただだらと続けていく、何でなのか、何の必要性があるのかという疑念は払拭されないということをお願いして、私の質問を終わります。

○高村委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松でございます。

私も、前原委員に引き続いて、このテロ特措法、特にアフガン関連で、これをまた二年間延長する必要があるのかどうか、これについてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど、官房長官の方から、いつになったらやるのかという話がございました折に、アルカイダの活動とかあるいはタリバンの活動とかそういった状況、さらには、国際社会の協調、こういったものを総合的に勘案しないとこれは判断できないんだということがございました。と同時に、日本は自主的に判断するんだとも言われたんですね。

そうなった場合に、どうなんですかね。実際に、自主的判断といっても、結局アメリカがやめようと言うまでやるんじゃないのか、そういうふうにならなければ言われているんです。

そうなりますと、本当に自主的判断じゃなくて、やはり、結局は最後は流されて何も自主的判断がなされないんじゃないかと考える国民も多いんですが、その辺についてどう思われますか。

○福田国務大臣 自主的判断という意味はどういうことなのか、そういう御質問にも聞こえましたけれども、これはやはり我が国として、いろいろな判断があるんだらうと思っております。もちろん情報に基づいた判断ですよ。情報とか、それは国際情勢、それから米国の関係も言われましたけれども、日米同盟関係、こういうものもあるかと思っております。さまざまな国際情勢の判断に基づいて、我が国としての最終的な判断、自主的な判断をする、そういう意味合いでございます。

○末松委員 何かわかったようでわからないんですね。いいですか。では、ちょっと具体的に聞いていきましょ。

先ほど前原委員の方から、船の数が百隻から五十隻、今は二十隻程度になった、そういう話がありましたけれども、実際、政府も同じ認識と見ていいんですね。

○石破国務大臣 基本的に、出ております船の数につきましては、同じような認識を持たせていただいております。

具体的に申し上げますと、昨年三月にアメリカ国防省が発表しておるところに従いますと、この海域の艦船の数は百二隻である。その半数以下が、これは英語を和訳するとこうなっちゃうんですが、半数以下が米国艦船と発表しておりました。

五月十日、第三回日米調整委員会におきます米側からの説明によれば、米側の一個空母戦闘群のほか、十五カ国二十八隻、さらに、フランスなどから空母戦闘群及び英国海軍任務部隊の艦船が活動している。第四回日米調整委員会、これは十一月十二日でございます。(末松委員「去年ですね」と呼ぶ)去年です。アメリカの説明によれば、米

国から十六隻、ほかに十一カ国から二十六隻ということでございます。

本年五月に政府より国会に御報告をしておりますように、不朽の自由作戦の海上阻止活動には、現在、米国を含め十一カ国から二十隻以上の艦船、大体二十隻程度というふうに考えておりますが、そのような認識でおります。(末松委員「済みません、米軍三隻」と呼ぶ)米軍が三隻ということでは、ごめんなさい、ちょっと今手元に資料がございませんが、十一カ国から二十隻以上というふうには確認をいたしておるところでございます。

○末松委員 前原委員が言われたように、百隻から二十隻くらいに落ちて、油の量はほとんど日本が補給するのは同じだということ、確かに解せないなと思うわけでありまして、それはやはり活動を縮小してもいいんじゃないか。日本以外に補給

するところがないから逆に足抜けできないのかというような感じも思ってしまうわけですが、けれども、ちょっと成果について聞きましょう。

この海上作戦行動というのは、アルカイダあるいはタリバンの残党が海上から逃げる、これを阻止するためにやるんだというふうに私は聞いておりましたけれども、その成果はどれほど上がっているんでしょうか。

○川口国務大臣 各国の艦船が出ているわけですが、けれども、テロリストの海路逃亡阻止の活動をしているわけでは、これは二〇〇三年の五月にアメリカの発表した数字でございますが、約一千件の船舶に対する検査、約四万六千件に及ぶ無線による照会などを行っているということでございます。

こうした……(末松委員「四万五千の何」と呼ぶ)四万六千件の無線による照会、船に対してですね、ということを行っているということでありました。

こうした活動、地道に見えるかもしれませんが、けれども、これがなければテロリストの拡散が容易になってしまふという意味で、非常に意義のある活動であると思っております。

(委員長退席、浜田委員長代理着席)

○末松委員 いや、だから、成果は何ですか。あなたは成果を答えていないよ。

○川口国務大臣 成果といいますのは、先ほど申し上げたような結果、例えば何人が捕まえたかということであるかもしれないけれども、ということが御質問の意図であるかもしれないけれども、捕まえて何人したかということについて米軍は発表していないということですよ。

それから、成果というのは、具体的に捕捉をした人たちの数で決まるものではなくて、まさに抑止という力もあるわけですから、そういったことがあることによって、それを拡散するということを防ぐという部分もあると思っております。一概に数字で何が成果であったということをお願いするのは難しいかと思っております。

○末松委員 要するに、政府は、何人捕獲したかということもわからずにこの活動を続けているということですか。ちょっと、ふざけないでくださいよ。——いいんですか。

○石破国務大臣 何人捕獲したのかということにつきましては、これは私どもとして情報を有しておりません。と言うと、それについて、そんな無責任な話がどこにあるかというような御指摘、そういうようなお気持ちが出ることを私は決して否定いたしません。

しかしながら、今外務大臣が答弁ございましたように、千回臨検を行い、洋上照会というのは、要するに、それぞれの船に対して船名、国籍、あるいは行き先、そういうものを尋ねるということでございますが、これを四万六千回行っておるわけでございます。それによって洋上逃亡というものが阻止をされているということは、私は、確かにあると思っております。これだけ捕獲したということもそうですが、本当にそれが洋上逃亡を阻止できていれば、これだけ捕獲したというのは、相対的に数は減ってくるはずでございます。

これは、私は詭弁で申し上げておるわけではなくて、やはりそれだけの網が張られておれば、洋上からの脱出というのは極めて難しい。陸路も空路もふさがれておって、空路などというのはもつとふさがれていると思いますが、この広い海において、四万六千回の照会を行い、実際に船に乗り移ってというのは千件、これは相当な抑止の効果が出ていますというふうには私は思っています。何人捕獲したかというのが出ないからといって、成果は出ていないではないか、やめるべきではないか、そういう御議論には直結しないものと私は思います。

○末松委員 私は、何も、何人捕獲したかによってこれがすべて効果があったかないかということを書いてあるんじゃないんですよ。また、言おうとしているんじゃない。

ただ、何にも、捕獲された人数も確認していないんですか。少なくとも、米側に聞いてもない

んですか。要するに、さっきの話はそうです、米側は発表していません、それだけでしょう。でも、この前の、私は、安保委員会での去年の質問では、たしか二人捕獲したかという話はやっていました。そこはちょっと、委員長、きちんと答えるようにぜひ御指示いただきたいと思っています。

○川口国務大臣 米側とは、この作戦の継続については、いろいろな意見の交換は日常ベースとあっていろいろ頻りにやっているわけでございます。ただ、これは軍事機密に属することということでございますので、具体的に何人の人間が捕獲されたかということについては申し上げられないということなんです。

○末松委員 これがどうして軍事機密なのか、その理由を米軍に問う気はありませんか。

○川口国務大臣 軍事機密という言葉は少し大げさであつたかもしれませんが、いずれにしても、軍事オペレーションあるいは捜査に関する情報でございまして、そういうことについてはつまびらかにしないということでございます。

○末松委員 私たちは、米軍及びコアリション、つまり多国籍軍の活動を支援しているんです。目的は何のためにやっているか。海上のそういったタリバンとかアルカイダの捕獲をやっているんです。それで、何人捕獲したかもわからなくて、それを軍事機密とあやや言っておられるような意識で、私たちの活動というのは、この不景気に国民の税金が百数十億も毎年使われているんですか。そこはちょっと、私はそれで納得できません。私は事務的には何名かというのをお聞きしていますけれども、そこは正式に言っていただけないとおかしいと思います。

○川口国務大臣 何人という数字はどこにも申し上げていないというふうに思いますが、いずれにしても、米側にはこういった公表可能な数字があるかどうかという意味で、もう一度問い合わせていると思います。

○末松委員 早急に問い合わせるんですよ。お

願います、もう一回やってください。

○川口国務大臣 失礼しました。早急に問い合わせをいたします。

○浜田委員長代理 速記をとめてください。

(速記中止)

○高村委員長 (浜田委員長代理退席、委員長着席) 速記を起こしてください。

外務大臣、今までの答弁で反省することがあったらそれを述べていただいて、そしてその上でこれからどうするのか、お考えを述べていただきたいと思っています。

○川口国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、この数字については、今まで公表をしないということでもお出しをしないわけでございます。現在、在京のアメリカ大使館、そして米国の、これは時差がありまして夜中でございますけれども、そこに再度問い合わせをいたしております。

問い合わせをしている内容というのは、そもそもその数字が幾らか、そしてそれは外に出すことができるかどうか、そういうことを再度問い合わせている、そういうことでございます。返事が来次第、これについては御報告をさせていただきますと思います。

それから、私は先ほど訂正をさせていただいたつもりなんですけれども、軍事オペレーションまたは捜査の内容にかかわることではないということがその理由であるということとは、一番最初に軍事機密と申しましたけれども、それは少し大げさであつたと思うということで、軍事オペレーション、捜査というふうに言い直させていただいたつもりでございます。(発言する者あり)

○高村委員長 十五分後に再開することとして、審議を中断いたします。

十五分後に再開いたします。これから理事懇をいたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十一分開議

○高村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。末松義規君。

○末松委員 先ほど外務大臣の方から、軍事機密だから答えられないという答弁の後に、これは大げさであつたという話もございました。でも、私が何人捕獲されたのですかと説く理由の背景として、私自身、この海上のオペレーション、この意義がどのくらいあるのかというのを知りたいわけですよ。そして、国民の皆さんにも伝えたい。今お話を聞いていると、二年前は百三隻みんな出てやっていた、多国籍軍が、それが、ことしの五月、聞いたら二十隻。つまり、五分の一に減っていたわけですよ。減ったということは、それだけこのオペレーションの意味が多国籍軍内でも少なくなっているかと判断せざるを得ない。

ただ、ここで一つだけ考えられるのは、この二十隻ぐらいの艦艇がより機能的に捕獲を行って、例えば、私が去年安保委員会で聞いたのは、大体二名ぐらいの捕獲者が出たということでありました。これが例えば百名ぐらいに上がった、そういうことであれば、このオペレーションは、極めて機能的なオペレーションが行われて、これはすごいよな、だったらこれは必要じゃないかということになるかもしれない。ただ、これが三名、四名、本当に数名ということであれば、このオペレーション、意味がないじゃないか、私は大幅に意義が薄れてきているということを考えざるを得ないんです。

だから、その意味で、外務大臣にもう一度お聞きをしたいんです。そうじゃないと、私としては判断できない。お願いします。

○川口国務大臣 海上での活動の成果がどういうところに出てくるかということについてははっきり知りたいとおっしゃられることはもっともであるというふうに思います。

それについて、極力丁寧にお答えを申し上げます。と思いますけれども、まず、各国で、全体、ア



メリカが今までオペレーションをいろいろやっているわけですが、その成果、オペレーション全体の成果としては、九・一一事件以降、百カ国以上で三千人以上のアルカイダ関係者が拘束をされ、三分の一以上のアルカイダの上級幹部が殺害、拘束をされたという説明を受けております。そのうち、この洋上オペレーションに限った拘束者ということについて言いますと、従来アメリカ側に照会をしておりますその結果として、一千件の船舶に対する検査、約四万六千件に及ぶ無線による照会などを行っているということでございます。

この意味は、そういうことがなければ拡散をするということになってしまうということで、非常に意義があるということでございますし、先ほど申し上げた三千という数字は、洋上オペレーションをやっている結果として、アフガニスタンの国内にとどまらざるを得ない、逃亡ができなくて、陸上で逃亡する、あるいはとどまらざるを得ないということによって捕まったということも当然に含んでいるわけでございます。

いずれにしても、このオペレーションの成果をどのようにとらえるかということについては、これは、そういった意味で、場所場所、局所局所にとらえるということではなくて、オペレーション全体、ここで考えるべきものであるというふうに思います。洋上オペレーションの結果、ほかで拘束をされといったようなこともあるということ御理解をいただきたいと思ひます。

それで、先ほど申しましたように、アメリカ軍として、軍事オペレーションあるいは捜査の内容にかかわる事柄であるということで、今まで数字について言及はしてきていないということを申し添えさせていただきます。

○末松委員 委員長、ちょっと私は今の答弁では納得できませんし、私が聞いた答に、答えていない。そして、やはりその理由として、軍事オペレーションだから、軍事機密だから答えられない、そういう回答としか思えない。これでは、私

が意図しようとしている質問が続行できません。そこはぜひ委員長の方におかれてもお考えいただきたいと思ひます。

○高村委員長 川口外務大臣、今のことに何らかの答弁の追加ありますか。

○川口国務大臣 軍事オペレーションあるいは捜査ということで、今までアメリカに対しては何回も問い合わせてきておりますけれども、私どもがお話しをできる数字というのは、先ほど申し上げた四万六千件等々の数字であるわけでございます。

これについて、テロに対する対応の成果というのを何でとらえるかということがそもそもかわわってくる問題であると思ひますけれども、それは全体として、例えば捕捉者が何名であったかということは作戦全体として取り扱う、考えるべきものであると思ひます。抑止力ということ先ほど申しましたけれども、あるところで逃げられないようにする、逃げられないようにした結果として、よその方向に流れて、よそで捕まるということであるわけでございます。そういった観点で成果というのは考えるというふうに思ひます。

(発言する者あり)

○高村委員長 速記とめてください。

(速記中止)

○高村委員長 速記を起こしてください。

質疑を続行いたします。末松義規君。

末松君、質問を続行してください。——末松君、質問を続行してください。

○末松委員 私、今、理事の方、また委員長含めてお話をされたようでございますが、さきの外務大臣の答弁では、私が今から話そうとしている問題意識に一切お答えをしないでいていせん。

そういった意味で、これ以上、私としては実りある審議はできないということで、私は質問をできないということを申し上げて、と同時に、もし外務省の方からそういった数字、あるいは防衛庁の方からでも結構ですけれども、そういう数字があれば私はすぐさま審議に応じさせていただきます。

いうことを申し添えて、この場で、私は審議できないということを申し上げます。

○高村委員長 末松君、質問を続行してください。(退場する者あり) 速記をとめてください。

(速記中止)

○高村委員長 速記を起こしてください。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)





平成十五年七月二十二日印刷

平成十五年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B